

# 分別収集にご

家電4品目は町で収集することができない製品です。

これらの製品を無許可の不要品回収所などに引き渡すと、処分方法が不明のまま処分されてしまうことが多く、最後まで適正に処分されたのか確認できません。

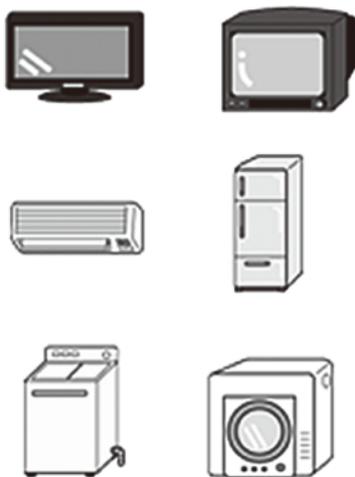
また、消火器やオートバイも町で回収することができない製品です。町のステーションに出すと違反ごみになりますので注意しましょう。

今年度から、小型家電リサイクルと古着類のリサイクルの回収品目を拡大しました。

分別収集にご協力いただきますようお願いいたします。

## ■家電4品目

- ①エアコン
- ②テレビ
- ③冷蔵庫・冷凍庫
- ④洗濯機・衣類乾燥機



町では収集できません

次のいずれかの方法で処分してください。

### ①小売店に依頼

過去に購入した小売店または買い替えする小売店にリサイクル料金と収集運搬料金を支払い引き取りを依頼。

### ②指定取引場所へ持ち込み

処分する家電メーカーを確認して、最寄りの郵便局に備え付けられている「家電リサイクル券」に必要事項を記載し、リサイクル料金を振り込む。

その後、郵便局払込受付証明書を貼り付けた「家電リサイクル券」を持参し、指定取引場所で対象品を引き渡す。

#### 《指定取引場所》

- ・佐川急便(株)岐阜店  
(各務原市大野町7-115 ☎380-0786)
- ・西濃運輸(株)岐阜支店  
(岐阜市柳津町流通センター3-1-1 ☎279-2229)
- ・町収集運搬許可業者に依頼

### ③町収集運搬許可業者に依頼

次の業者にリサイクル料金と収集運搬料金を支払い、対象品を引き渡す。

#### 《町収集運搬許可業者》

- ・(有)内田商会  
(笠松町大池町9-1 ☎388-1006)
- ・高島衛生工業(有)  
(岐南町平成6-110 ☎248-0089)

## ■家庭用パソコン

ノート型、デスク型本体、  
液晶ディスプレイ、  
CRT(ブラウン管)ディスプレイ



次のいずれかの方法で処分してください。

### ①製造メーカーまたはパソコン3R推進協会に依頼

※CRT(ブラウン管)ディスプレイはこちらで処分してください。

- ・パソコン3R推進協会 ☎03-5282-7685

### ②役場2階 環境経済課窓口へ持ち込み

ノート型、デスク型本体、液晶ディスプレイ

受付時間

役場開庁時(平日 午前8時30分～午後5時15分)